

習志野市高齢者を地域で支える検討会議
報告書

平成23年3月

目次

Contents

はじめに 3

報告書の全体構成 4

第1章 当検討会議設置の背景 5

習志野市の概況 / 高齢化率の推移 / 高齢者を支える制度 / 習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査 / 当検討会議の設置

第2章 地域における問題点 7

- 1. 問題点の抽出 7
- 2. 問題点の整理 9

第3章 地域交流・地域支援 10

- 1. 問題点、課題解決へのアプローチ 10
地域支援活動の事例 / 本市の地域特性
- 2. 検討内容 14
高齢者支援地域実態調査 / 高齢者見守りネットワーク / ボランティアの育成
 - 市内の地域支援活動事例①「吹上苑町会おたすけ隊」 27
 - 市内の地域支援活動事例②「なぎさふれあいサロン」 28
 - 市内の地域支援活動事例③「ふれあい広場の会」 29

第4章 情報提供 30

- 1. 問題点、課題解決へのアプローチ 30
情報紙配布の有効性 / 情報紙の認識 / 情報紙の配布対象者 / 情報紙の仕様 / 情報紙配布を活用した地域交流づくり
- 2. 検討内容 32
市内一部地域でのモデル実践 / モデル実践の結果

第5章 団体間の連携 33

1. 問題点、課題解決へのアプローチ 33
2. 検討内容 33
コーディネーターの存在 / 地域住民や各種団体の連携を図る組織

第6章 最終提言 34

1. 平成23年度に取り組む地域との協働事業 34
高齢者見守りネットワークの構築 / 情報紙(かわら版)を活用した情報提供システムの構築
2. 今後、行政で検討されたい地域活動支援事業 36
高齢者相談員制度の充実 / 高齢者支援活動に対する支援体制の整備 / 各団体の交流を促進する「(仮称)地域サポート連絡会」の設置 / ボランティアの育成
3. 行政が行うべきこと 38
市内各地域の高齢者支援活動の状況把握 / 高齢者に関する既存調査・データの整理 / すべての高齢者の把握

資料

1. 習志野市高齢者を地域で支える検討会議委員名簿
2. 習志野市高齢者を地域で支える検討会議経過
3. 習志野市高齢者を地域で支える検討会議設置要綱

はじめに

平成22年度版高齢社会白書によると、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となる平成27（2015）年には、国民の4人に1人が65歳以上となることが予測されています。

このような社会情勢の中で、習志野市高齢者を地域で支える検討会議（以下、「当検討会議」という）は、高齢者に対するセーフティネットとして、「安全・安心支援」の観点から、地域における高齢者の支援施策を検討する目的で設置しました。

当検討会議では、平成20年11月から今日まで15回にわたり、高齢者が日常抱える様々な問題の中から、高齢者の支援に係る課題について、各委員の地域活動、これまでの経験や知識を集結して検討を重ねてきました。

また、平成22年3月に「中間報告」として、高齢者が抱える不安や地域における問題点を整理し、具体的な支援活動について提言としてまとめました。

この最終報告書は、中間報告書において提言としてあげた課題に対する施策の実践と、中間報告書提出後に行った議論を含めて、当検討会議における全体の議論を取りまとめたものです。

本報告書が高齢者を地域で支えるための支援体制を作る契機の一助になれば幸いです。

平成23年3月

習志野市高齢者を地域で支える検討会議 会長 海寶 嘉胤

報告書の全体構成

第1章 当検討会議設置の背景 (P5)

- 習志野市の概況
- 習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査
- 当検討会議の設置

第2章 地域における問題点 (P7)

- 問題点の抽出
 - 問題点の整理
1. 地域交流・地域支援
 2. 情報提供
 3. 団体間の連携

第3章 地域交流・地域支援 (P10)

- 高齢者支援地域実態調査
- 高齢者見守りネットワーク
- ボランティアの育成

第4章 情報提供 (P30)

- 情報紙（かわら版）の配布

第5章 団体間の連携 (P33)

- コーディネーターの存在
- 地域住民や各種団体の連携を図る組織

第6章 最終提言 (P34)

- 平成23年度に取り組む地域との協働事業
- 今後、行政で検討されたい地域活動支援事業
- 行政が行うべきこと

第1章 当検討会議設置の背景

1. 習志野市の概況

本市は、千葉県北西部に位置し、東京都心部から30km圏にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面している。総面積は20.99km²で、県内では浦安市に次いで小さい市である。

本市は、昭和29年8月1日に、人口30,204人、面積17.66km²を有し、県下16番目に市制施行した都市として誕生した。

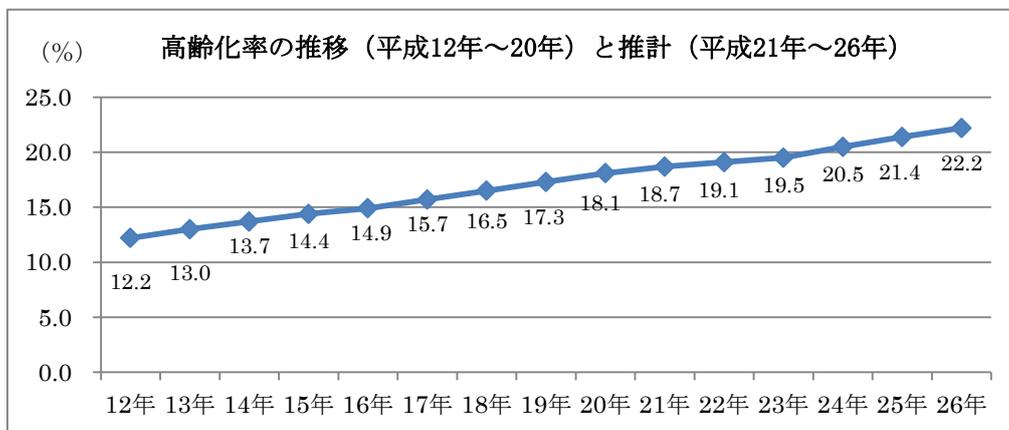
その後、昭和40～50年代にかけて、高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR総武線の複々線化や2度にわたる公有水面の埋め立てにより市域が拡大し、住宅団地開発、学校や幼稚園等公共施設の整備、教育及び文化の振興などを推進して、主に首都圏通勤者のベッドタウンとして発展してきた。

昭和60年代以降は、JR京葉線の開業等によって、急速に市街地が進展し、住宅都市としての様相を強めてきた。また、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤整備に重点を置き、習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約湿地登録をはじめとする都市環境の整備、さらには福祉・生涯学習施設の充実に努めてきた。



2. 高齢化率の推移

平成22年10月1日現在の習志野市の総人口は外国人登録を含め163,104人、65歳以上の高齢者人口は31,261人、高齢化率は19.17%となっている。



資料) 習志野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

今後も、高齢化率は年々上昇し、平成25年には21.4%に達することが予測され、超高齢社会になると思われる。

3. 高齢者を支える制度

社会の高齢化に対応する施策として、介護保険制度をはじめとする様々な制度がある。

本市においては、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の健康・介護・福祉に関する相談及び支援機関として、市内に5カ所のヘルプステーション及び地域包括支援センターを設置している。

また、高齢者相談員制度¹をはじめとする市独自の高齢者に対する支援制度を実施している。

4. 習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査

平成19年度に、高齢者のうち特に見守りなどの援護の必要性が高いと考えられる後期高齢者の実態を把握し、高齢社会に対応する具体的施策の企画・実践を目的に、本市における75歳以上の独居または高齢者世帯の方に対する実態調査を行った。

この調査結果によると、高齢者が日常生活で求めていることは、移動支援、見守り支援、生活援助など多様で個別具体的なものであることが判明した。それらの多様な問題には、行政によるフォーマルな支援²とともに地域によるインフォーマルな支援³体制を構築し、個人の事情に即した柔軟な支援を行うことが大切であり、それにはまず、地域の支援者とともに、様々な視点から高齢者の支援方法を検討することが必要との結論に至った。

5. 当検討会議の設置

高齢者に対するセーフティネットとして、高齢者の抱える不安を軽減し、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域生活支援体制づくりを構築するために、平成20年度に「習志野市高齢者を地域で支える検討会議」を設置した。

委員は、市内の福祉関係団体等を代表する者4名、福祉に関する知識経験を有する者4名、その他に市長が必要と認める者として習志野市青年会議所の代表や習志野市民カレッジ修了者の3名の委員11名（男性6名、女性5名）で構成している。

任期は、平成20年11月10日から平成22年11月9日までの2年間であったが、会議の進捗状況を考慮し、平成22年11月10日から平成24年3月31日まで再任とした。

¹ 高齢者相談員：高齢者相談員は、市からの委嘱を受け、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、日常生活の相談や支援を行っている習志野市独自のボランティア制度である。

² フォーマルな支援：国や地方公共団体など公的機関が行う法律等の制度に基づいた支援

³ インフォーマルな支援：地域住民やボランティア等が行う公的ではない支援

第2章 地域における問題点

当検討会議では、地域の問題点を洗い出し、その問題点を委員で共有し、「高齢者が求めている支援」を整理及び検討することからはじめた。

1. 問題点の抽出

委員が所属する団体の立場、自身の介護経験、地域活動経験など様々な視点から、高齢者が抱える不安や地域における問題点など考えられるものを洗い出した。また、行政職員より行政の立場から見た問題点をあげ、市民と行政の両方の立場から問題点を抽出した。

【主な問題点】

項目	内容
情報に関する こと	介護保険制度や福祉施設など福祉サービスの情報を知らない。
	近所付き合いが希薄で、地域から孤立した方には情報が伝わりにくい。
	民生委員や高齢者相談員を知らない方が多い。
	自分に必要がなければ、行政がいくら情報を発信しても気がつかず、見ようとしない。必要になってはじめて情報を得ようとする。
	行政サービスを受けていない等の理由により、情報が伝わりにくい方に対し、誰がどのように手を差し伸べるか。
	行政や社会福祉協議会のサービスが、全ての市民に浸透しているわけではない。
	広報は細かい字であるため、読むのを敬遠する傾向にある。
地域に関する こと	地域で中心となる人（キーパーソン）がいない。
	地域で集まる場所がない。
	気軽に行ける場所がない。
	「きらっ子ルーム ⁴ 」の高齢者バージョンがあるとよい。
	マンションなどの集合住宅では、他人に干渉されることを嫌がる方が多い。

⁴ きらっ子ルーム：主に、乳幼児を持つ親と、その子供が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることのできる施設である。施設内には子育てアドバイザーと呼ばれる保育士がおり、子育てに関する相談等も受け付けている。

	マンション等の階段昇降が大変なため、外に出なくなり、家に閉じこもる方がいる。
	フェイス・トゥ・フェイス (face to face) で直接触れ合う機会が少ない。
	近所との関わり、付き合いが希薄になっている。
	家族や近所に迷惑をかけたくないと考えている方が多い。
	ちょっとしたことでも近所の方に頼めない。
	自分の町会のことを把握できていない。
	どのようにネットワークを広げればよいかわからない。
	新旧の住民は融合しにくい。
	社会福祉協議会で行っている住民参加型家事援助等サービス事業では、支援者となる人材が不足しており、高齢化が進んでいる。
	地域と施設がどのように関わればよいかわからない。
団体に 関する こと	市内には多くの団体が活動しているが、団体間の連携が取れていない。
	各団体は自己のテリトリー意識が強い。
	市民カレッジOBも異なる世代では交流が少ない。
その他	福祉施設入所希望者は多いが、希望どおり入れない方がいる。
	介護保険サービスの選択肢が狭い。
	介護保険サービスをその方が望むように利用できないことがある。
	災害時に助けてくれる人がいない。
	送迎サービスが少ない。

2. 問題点の整理

主な問題点を下記の3つに整理した。

1. 地域交流・地域支援

《地域交流の不足》

- ・住民同士が面と向かって直接交流する機会が少なく、地域から孤立した高齢者が増えている。特に、団地やマンションなどの集合住宅ではその傾向が顕著である。
- ・地域で中心となるキーパーソンが少ない。
- ・住民が気軽に集まれる場所・拠点がない。

《地域支援の不足》

- ・地域で支援者となる人材が少なく、住民相互に支援活動を行う「地域支援」が不足している。

2. 情報提供

- ・近所付き合いが希薄で地域から孤立した方には、行政や町会・自治会に関する情報が伝わりにくい。
- ・介護保険制度、福祉施設、社会福祉協議会が行っている事業など、様々な福祉サービスに関する情報を知らない人が多い。

3. 団体間の連携

- ・市内で活動する各種団体が、各々どのような活動をしているか、どのような課題を抱えているか等を情報交換する機会が十分でないため、お互いの理解を深めにくい現状がある。

第3章 地域交流・地域支援



習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査の結果によると、高齢者は住み慣れた地域で、家族や周囲の支援を受けながら安心して生活を送りたいと望んでおり、住民も緩やかな仕組みの中で支え合っていきたいと考えている。

しかし、特に団地やマンションなどの集合住宅では、階段昇降など集合住宅特有の構造問題や執拗な訪問販売等の被害を心配するあまり家に閉じこもりがちとなり、近隣との関係も希薄で孤立した高齢者が増えている。

一方で、地域ではこのような高齢者の交流や支援の必要性を感じながらも、地域で中心となる人材、地域ネットワークを形成するためのコーディネート機能、拠点となる場所がないなどの課題を抱えている。

1. 問題点、課題解決へのアプローチ

1. 地域支援活動の事例

当検討会議では、地域での支援のあり方を検討するために、他市区町村及び市内における地域支援活動の事例を調べ、それらの共通事項や地域特性の把握から取り組んだ。

(1) 他市区町村の地域支援活動事例

地域支援の施策検討のため、他市区町村の地域支援活動を調べることにより下記の共通事項が認識された。

- ・どの自治体も地域ができることから始めている。
- ・コミュニティ（community：地域社会）の特性にあった活動を行っている。
- ・地域支援の中心となる行政機関が明確である。

(2) 市内の地域支援活動事例

本市においても、活発に地域支援活動を実施している団体がある（詳細は P27～P29）。そのうちのひとつである「吹上苑町会おたすけ隊」の代表者を当検討会議に招き、活動内容及び活動状況の紹介をしていただいた。

同団体は、火災報知機の取り付け、照明の管・球の取り替え、樹木のせん定など日常生活に関する支援を行っている。それらの活動は、毎朝のラジオ体操などで交流を深め、町内会のトラブルを地域住民で協力し合いながら解決することにより、地域住

民の支援意識を高めていったことによって自発的に生まれたものである。会員の多くは65歳以上の高齢者であるが、高齢者間で相互に助け合うことが地域に根付いている。

また、同団体代表者より「行政と地域の役割分担を明確にすることが必要であり、地域住民は行政サービスで十分に対応できない部分に役割がある。」と話があった。

同団体の活動は地域支援活動の理想の姿であるが、同じことを他の地域ですぐにできるわけではなく、地域特性に即した形で実施することが望ましいとの結論に至った。

2. 本市の地域特性

地域支援活動を行う際は、各コミュニティの特性に即して行うことが必要である。そこで、本市で現状行われている地域支援活動及びコミュニティの特性を整理した。

(1) 本市の地域支援活動

行政が把握している地域支援活動を洗い出し、本市のコミュニティの特性を整理した。高齢者を支える地域活動では、市内全域にわたり、相当数の地域支援活動が行われていることが確認できた。ただし、把握している活動は、詳細な内容までつかめていないものが多く、また、地域の草の根活動までは把握することができていない。

◆高齢者を支える地域の活動

活動内容	実施主体	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、見守り ・宅配弁当（配食） ・家事援助 ・運動、体操 ・サロン ・災害時対策 ・個別訪問 ・生活相談 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会支部 ・民生委員・児童委員 ・高齢者相談員 ・老人クラブ ・町会、自治会 ・住民 ・サークル・クラブ <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの実施主体がさまざまな活動を展開している。 ・活動の詳細が把握できていない。

(2) 本市におけるコミュニティの特性

本市のコミュニティの特性を確認した結果、次のようになり、各地域の背景・住民構成等の要因により、多様なコミュニティの特性があることが確認できた。

◆本市におけるコミュニティの特性



① 谷津地区【谷津、谷津町】（高齢化率17.12% ※平成22年10月1日現在）

- ・津田沼駅周辺のマンション戸建地域、畑作を営んできた旧住民地域、埋立てに隣接する公団・マンションにそれぞれの特徴を持った方が比較的まとまって区分けされている。
- ・民間マンションでは一斉入居により高齢化が進んでいる。

② 秋津地区【袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園】（高齢化率24.84%）

- ・2度の埋め立てでできた新しい街
- ・一斉入居の影響で高齢化率40%を超える地域がある。そこでは高齢化の課題に取り組む機運がある。
- ・公団住宅が非常に多く、高齢化の進んだ袖ヶ浦では若い世代との入れ替わりも見られる。

③ 津田沼・鷺沼地区【津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台】（高齢化率17.27%）

- ・若い世代の入れ替わりが激しく定住性は低い一方で、内陸の多くの住宅地では小規模開発の住宅地が多く点在し一斉に高齢化が進んでいる。そこでは町会単位等、身近なもの同士で交流や支援の動きがある。

④ 屋敷地区【花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保】（高齢化率19.41%）

- ・バラエティーに富んだ構成の地域となっている。
- 〔①新住民と旧住民が複合的に居住する屋敷・花咲・大久保地区 ②大小の新興住宅地や公団住宅の有る本大久保地区 ③市営・県営住宅や公務員住宅の立ち並ぶ泉町地区〕
- ・比較的地域に密着した生活スタイルをとる住民が多い。
- ・本大久保地区では一斉入居の住民の高齢化に伴い、さまざまな地域活動が活発に行われている。

⑤ 東習志野地区【実籾、新栄、東習志野、実籾本郷】（高齢化率20.10%）

- ・実籾駅周辺・千葉市隣接地域は畑作が行われてきた地域で旧住民がまとまっている。
- ・八千代市境は同時期に入所し、昔からの付き合いが継続されている。
- ・駅に比較的近いところはマンションが立ち並び、若い世代の流入が見られる。

「(1) 本市の地域支援活動」「(2) 本市におけるコミュニティの特性」より、各地域の現状として下記の2点が認められた。

1. 市内全域にわたり地域支援活動が多く行われている。
2. 地区によってコミュニティの特性に差がある。

(3) 地域の実態に即した支援施策

本市では地区によってコミュニティの特性に差があるため、市内一律の施策を行うより各地区の実態に即した支援施策が望ましい。それらの施策を検討するためには、現状行われている支援活動を把握することが必要であり、あわせて支援活動を継続するためのノウハウを知ることが重要である。

そこで、モデル地区を設定し、地区内で行っている高齢者支援活動の実態調査及び活動内容の分析をすることにより、支援活動を継続するノウハウや課題が明らかになり、支援活動を市内全域に拡大するための方策に寄与するものと考えた。

2. 検討内容

1. 高齢者支援地域実態調査

習志野市高齢者支援地域実態調査（以下、「実態調査」という）は、高齢者が地域で安全に安心して暮らすことができる地域生活支援体制構築の前提として、地域での支援活動の実態と支援活動を継続するための課題の明確化を目的に、市内で最も高齢化率が高い袖ヶ浦地区をモデルとして、高齢者支援活動を行っている団体及び団体の構成員を対象とする調査を実施した。

調査の集計及び分析業務は、当検討会議副会長である杉野委員が所属している岐阜県立看護大学にお願いした。提出された報告書の内容は次のとおりである。

(1) 調査目的

実態調査の目的は下記の2点である。

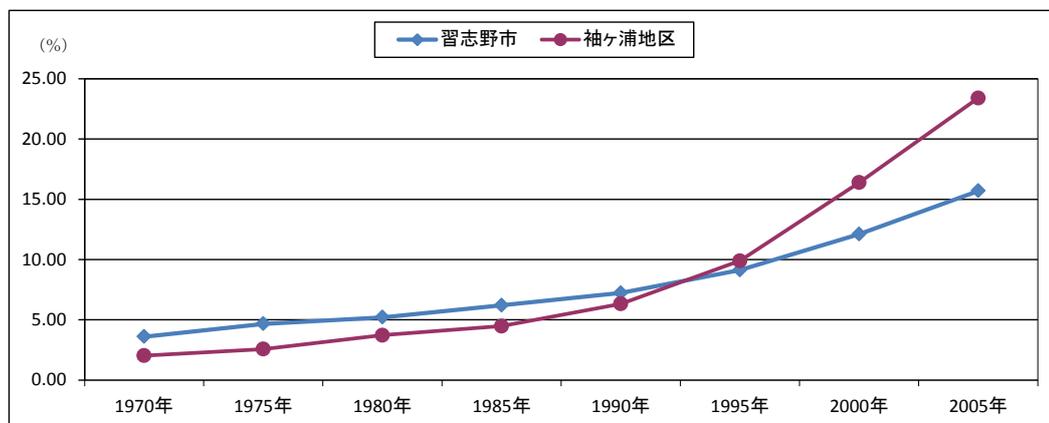
- ①高齢者を支える地域の支援活動の実態把握
- ②地域で支援活動を続けていくうえでの課題の明確化

(2) 調査方法

①調査対象

市内で最も高齢化率が高い袖ヶ浦地区において、高齢者支援活動を行っている団体及び団体構成員を調査対象とした。なお、本調査では高齢者支援活動を『公（行政）が行っていないこと、介護保険サービスが行っていないこと』に取り組む団体・個人、及びその構成員を対象とし、営利目的としないものに限る」とした。

【図表1】習志野市、袖ヶ浦地区の高齢化率



②調査方法

調査方法は高齢者支援団体代表者への聞き取り調査、高齢者支援団体構成員への質問紙調査の2種類とした。

主な調査項目は、高齢者支援団体代表者への聞き取り調査については、高齢者支援団体の概要、活動内容、活動を支えている事柄、利用者、活動の周知、活動を続けていくための課題である。

支援団体構成員への質問紙調査については、個人の概要、個人が行っている支援・活動内容、活動を支えているもの、支援・活動の対象者、活動を広げていくために心がけていること、活動を続けるための課題である。

調査員は、高齢社会対策課職員、ヘルスステーション職員、地域包括支援センター職員からなるワーキンググループメンバー、当検討会議委員である。

調査は、平成22年7月から9月まで実施し、高齢者支援団体32団体、高齢者支援団体構成員169名から回答を得ることができた。

【図表2】調査方法

調査対象	高齢者支援活動を行う <u>団体代表者</u>	高齢者支援活動を行う <u>団体構成員</u>
調査件数	32団体	169名
調査方法	対面しての聞き取り調査	質問紙による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・団体の概要・活動内容・活動を支えている事柄・利用者・活動の周知・活動を続けていくための課題 等	<ul style="list-style-type: none">・個人の概要・活動内容・活動を支えているもの・支援・活動の対象者・活動を広げるために心がけていること・活動を続けるための課題 等



聞き取り調査の様子

(3) 調査結果

①高齢者支援団体の特徴

高齢者支援活動を行っている32団体の特徴として次の3点を挙げる。

第一は、高齢者支援を行っている各団体は、社会福祉協議会、民生委員・高齢者相談員、団地自治会、老人クラブ、日赤奉仕団などの既存組織と本市独自の転倒予防体操が中心であること。これらの団体で32団体のうち25団体を占めている。

第二は、高齢者支援団体の活動規模は小規模であること。団体構成員は「1人～5人」、「6人～10人」で約7割を占め、前月利用者・支援者（実数）20人以下の団体が半数以上を占めている。

【図表3】袖ヶ浦地区高齢者支援団体構成員数

合計人数	回答数
1人～5人	15
6人～10人	7
11人～15人	0
16人～20人	1
21人～25人	2
26人～30人	1
31人～35人	1
36人～40人	1
41人以上	2
不明	2
総計	32

【図表4】高齢者支援団体の前月の利用者・支援者実数

合計人数	団体数
1～10人	2
11～20人	10
21～30人	3
31人以上	7
総計	22

※「統計的にまとめていない」と回答した団体、不明を除いた22団体

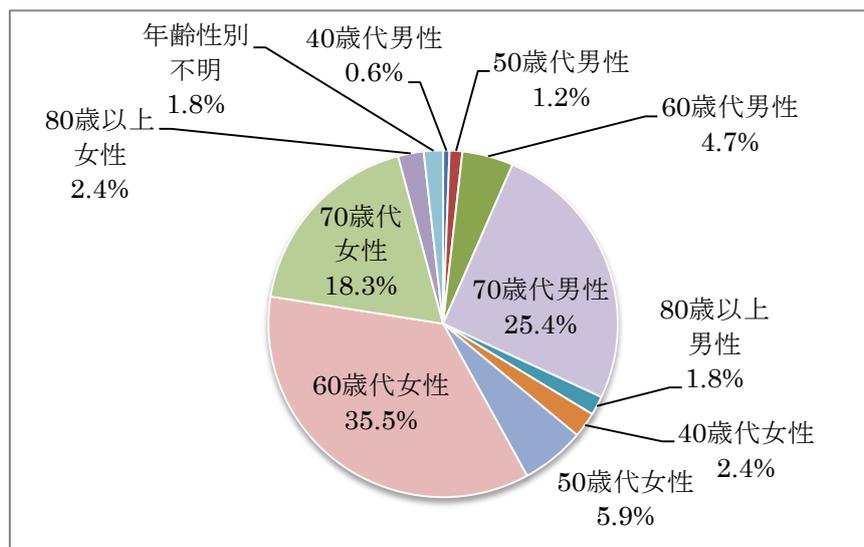
第三は、高齢者支援団体の活動は、身近な範囲に利用できる場所・設備によって支えられていること。具体的には無料、または低額で利用できる公民館、町内会館等を拠点として活動を行っている団体が多い。反面、会場の広さ等に活動が制約を受けている面もある。

②高齢者支援団体構成員の特徴

高齢者支援団体構成員の特徴として次の3点を挙げる。

第一は、袖ヶ浦地区で高齢者支援活動を行っている方の中心は、長年当地区に住み続けている60歳代、70歳代の高齢者であること。男女別では70歳代男性、60歳代の女性、70歳代の女性が担い手の中心である。

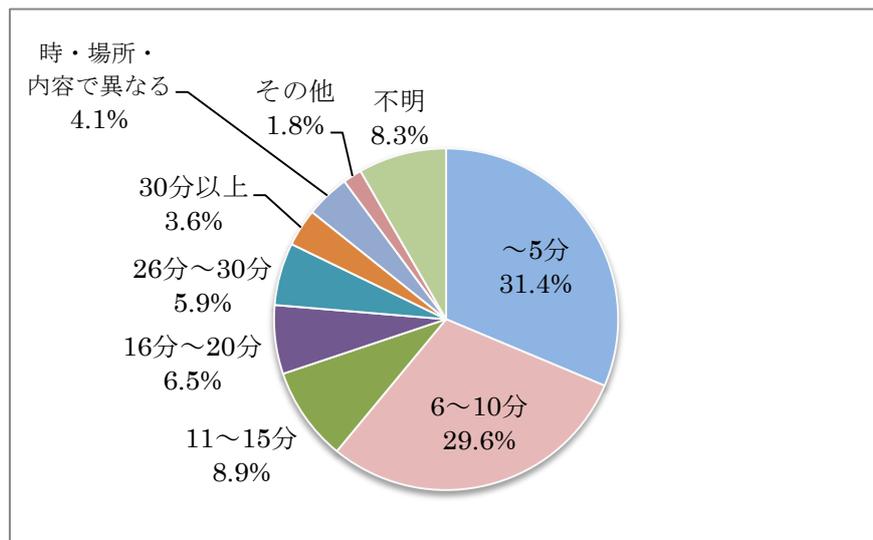
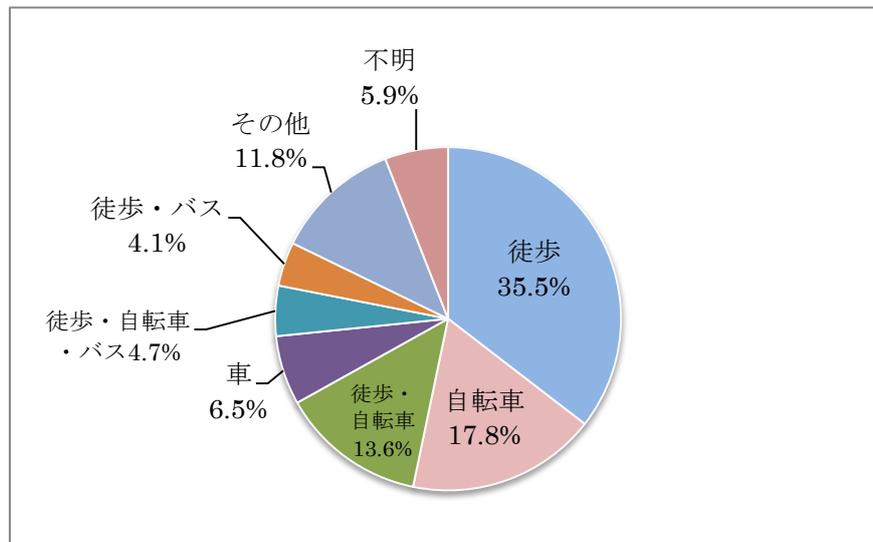
【図表5】 高齢者支援団体構成員の性別・年齢



第二は、身近なところで活動していること。

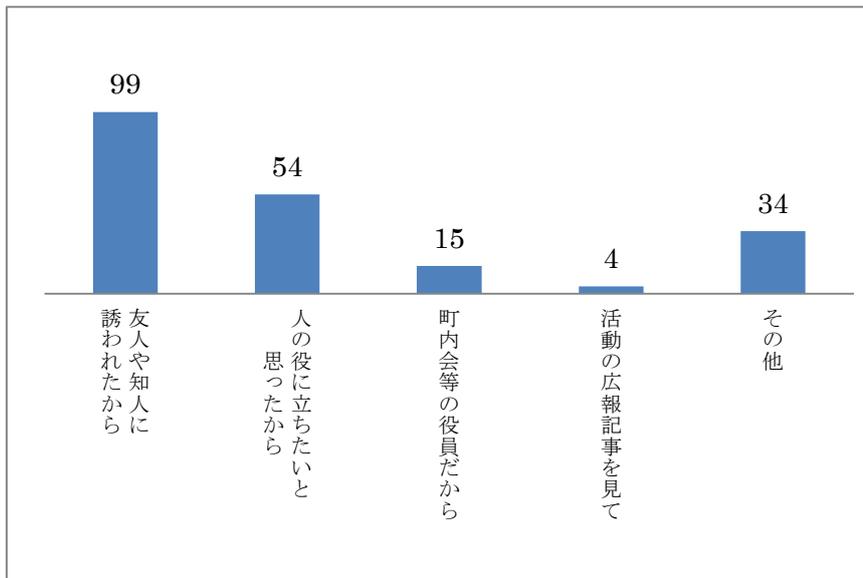
活動先へ行く方法は、「徒歩」が最も多く60名(35.5%)、次いで「自転車」30名(17.8%)、「徒歩と自転車」23名(13.6%)であり、活動先への所要時間は「5分以内」53名(31.4%)、「6分から10分」50名(29.6%)と10分以内で約6割を占めている。自宅から徒歩や自転車で10分以内の身近なところで活動している。

【図表6】高齢者支援団体構成員が活動先へ行く方法

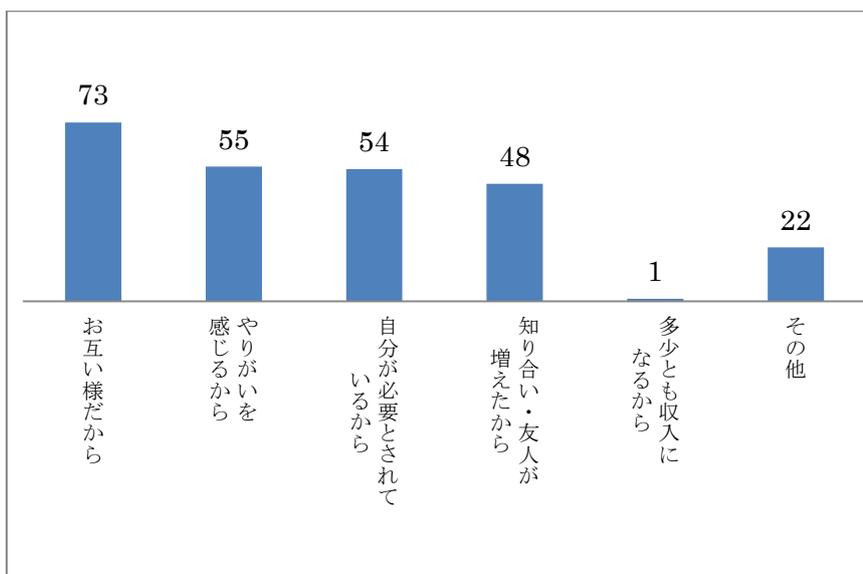


第三は、活動をはじめたきっかけは「友人や知人に誘われたから」が半数を占めているが、活動を続けていくなかで、「お互い様だから」「やりがいを感じるから」などの活動の意味を見出していること。

【図表 8】 高齢者支援団体構成員が活動をはじめたきっかけ（複数回答）



【図表 9】 高齢者支援団体構成員が活動を続けている理由（複数回答）



(4) 考察

①地域でできることの範囲を知ること

当検討会議設置のきっかけとなった習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査報告書に示されている後期高齢者の「日常生活上の困りごと」として挙げられた外出時の移動・交通手段、預貯金の出し入れ、官公庁等への手続き、通院・薬の受取り、郵便通知を読むことや書くことに該当する支援活動は本調査では確認できなかった。この点は、預貯金の出し入れ、官公庁等への手続き、私信を読むこと等は地域住民の自主的な活動にはなじまない活動であることを示している。

行政は地域住民が同じ地域住民に対してできること、できないことの範囲をきちんと捉えるべきである。本調査結果からは60歳代、70歳代の地域住民が自宅から徒歩、自転車で10分以内の距離内で、月に1日～4日程度の活動をしていることがわかった。その活動内容の中心はサロン、転倒予防体操をツールとした身近な場での交流である。交流を通して顔見知りになり、お互いの安否確認をしていた。

ここから地域住民ができる高齢者支援は徒歩、または自転車で10分以内の範囲内での交流であることがわかる。特に、距離は支援の適正な範囲、規模を考えるうえで示唆的である。

次に量的な活動範囲である。

2010年3月時点で袖ヶ浦地区の65歳以上高齢者は3,478人である。習志野市全体の介護保険第1号被保険者(65歳以上の方が該当)の要介護認定者数と65歳以上人口数から推計すると65歳以上人口の12.05%が要介護認定を受けている。これを袖ヶ浦地区に当てはめると約435人となる。また年次は異なるが、平成17年国勢調査結果から65歳以上のひとり暮らし世帯は462世帯であった。ひとり暮らしの方が全員何らかの支援を要するとは言えないが、要介護認定推定数と合わせると支援が必要と思われる高齢者の数は897人となる。

これに対して協力が得られた32団体の活動範囲は20人程度と小規模な活動が中心である。

②支える側を支える

高齢者支援団体32団体が活動を開始した経過をみると、ひとりでは活動を開始することは容易ではなく、相談できる仲間の存在が重要であることがわかった。

また、仲間作りだけではなく支える側を支えるためには多様な方法が必要である。金銭的支援だけでは不十分であり、活動の拠点となる場所の確保、団体を運営する方法や企画のノウハウ、活動を続けていくうえでのいわゆるアフターケア的な相談、団体間の交流の促進などの支援形態も検討していく必要がある。

そして、何よりも必要なことは行政側の責任を明示することである。いつ、どこに相談すればよいのか、どのような情報・サポートを得ることができるのかを明確にすることである。可能であれば、住民活動を支え、つなげることができるコミュ

ニティ・ソーシャルワーカーのような専門職を配置することが望ましいと考える。

(5) 提案事項

①高齢者相談員制度の見直し

中核となる人員がないことや活動場所の制約などの理由により、地域住民が新しい支援組織を作ることは難しい。

そこで、習志野市独自の高齢者相談員制度の見直しを行い、高齢者相談員が地域支援活動のキーパーソンとなるような仕組みを作ることを提案する。

具体的には、高齢者相談員の認知度を高めるための広報活動、高齢者宅へ訪問できるツールの作成、高齢者相談員が地域の状況を学ぶ、あるいは対応に困った際の支援等の学習の場や高齢者相談員同士の交流の場を設けること、そして高齢者相談員を支える行政責任の明確化である。

②高齢者支援活動を把握すること

今回の調査実施過程において調査対象である高齢者支援団体の選定、確認にかなりの時間を要することになった。行政が有している情報・ネットワークを用いて全市的取組の前に各地域の高齢者支援活動の状況を把握することが必要である。何らかの理由により把握できない場合は、その原因を検討すべきである。

③高齢者に関する既存調査・データの整理及び活用できるようなシステム作り

国勢調査をはじめとする統計調査、高齢者関係で実施する諸調査の結果やデータを整理し、活用できるようなシステムづくりが必要である。個々の調査結果を相互に関連づけることで高齢者の生活実態を統計的に把握することができ、行政のターゲットグループを取り出すことができる。

④すべての高齢者の実態把握

少なくとも、75歳以上のすべての高齢者について、どこに、どのような方が住んでいるのかを行政が把握することを提案する。行政がすべての高齢者について把握していることは、住民の本当の安心につながると思う。安心とは「漏れ」がないことから生まれる。

2. 高齢者見守りネットワーク

核家族化の進行や都市化の進展による地域交流の希薄化によって、地域から孤立した高齢者が誰にも看取られずに死亡し、数日経ってから発見されるといったことが散見されるようになった。

このような状況に対処し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、身近な地域の方々による日常のなかでの見守りや、こうした見守りを通じて問題を早期に発見し、必要な支援等に繋げてゆくことが求められている。

そこで、当検討会議では高齢者のためのセーフティネットの一環として「地域での高齢者見守り活動」に焦点をあて、検討を行った。

(1) 他市区町村の高齢者見守り活動事例

「地域での高齢者見守り活動」を検討するため、他市区町村で取り組んでいる高齢者見守り活動を調べたところ、一部の自治体において、新聞配達員等による見守り活動を行っていることがわかった。これは、新聞配達員等が日常業務の中で何か異常に気がついた時に行政へ連絡し、職員が安否確認等を行うものである。

◆高齢者見守り活動を行っている自治体

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①東京都府中市「高齢者見守りネットワーク」②東京都目黒区「高齢者見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと）」③東京都世田谷区「高齢者見守りサービス」④東京都千代田区「単身高齢者見守りサービス」 |
|--|

これらの自治体で行っている活動を大別したところ、見守りの対象となる高齢者を申し込み等によって「限定する自治体」と「限定しない自治体」に分類することができた。

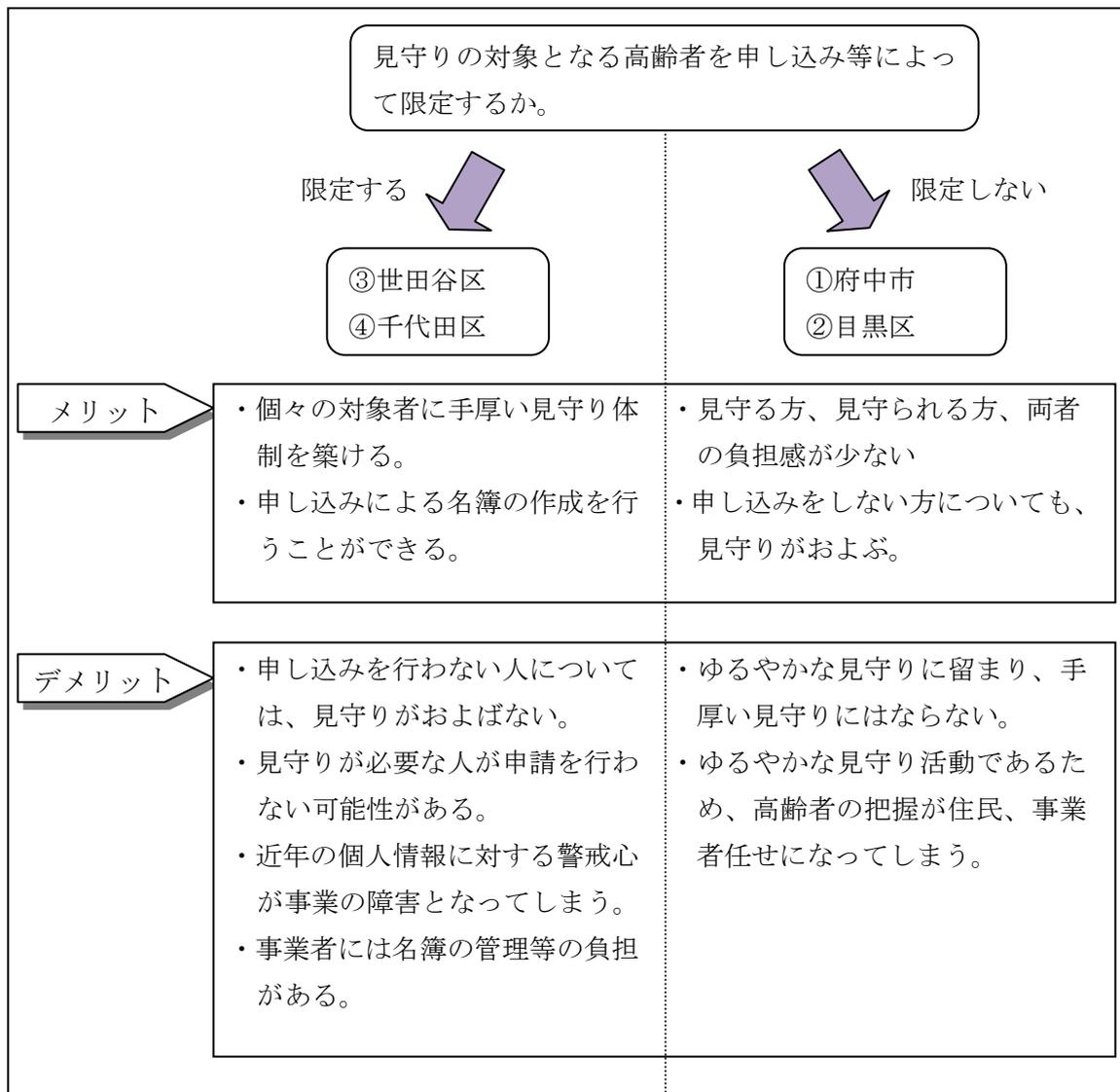
(2) 実施に向けての考察

【図表 10】のとおり、見守り事業にはその形態によるメリット、デメリットがあることが分かった。

なかでも、見守り対象者を申し込み等によって「限定する自治体」に対して聞き取りを行ったところ、昨今の個人情報提供についての警戒心からか、見守りの申し込み者数が余り伸びていないということが明らかになった。

一方、見守り対象者を申し込み等によって「限定しない自治体」については、ゆるやかな見守りであるために、事業者などからの連絡件数の増加がそれほど見られないとのことであった。

【図表 10】 高齢者見守り活動 分類図



(3) 習志野版高齢者見守りネットワークの創設

これらの考察により、当検討会議では見守り対象者を申し込み等により「限定しない」ことが望ましいとの結論に至った。理由は次のとおりである。

<見守り対象者を限定しない理由>

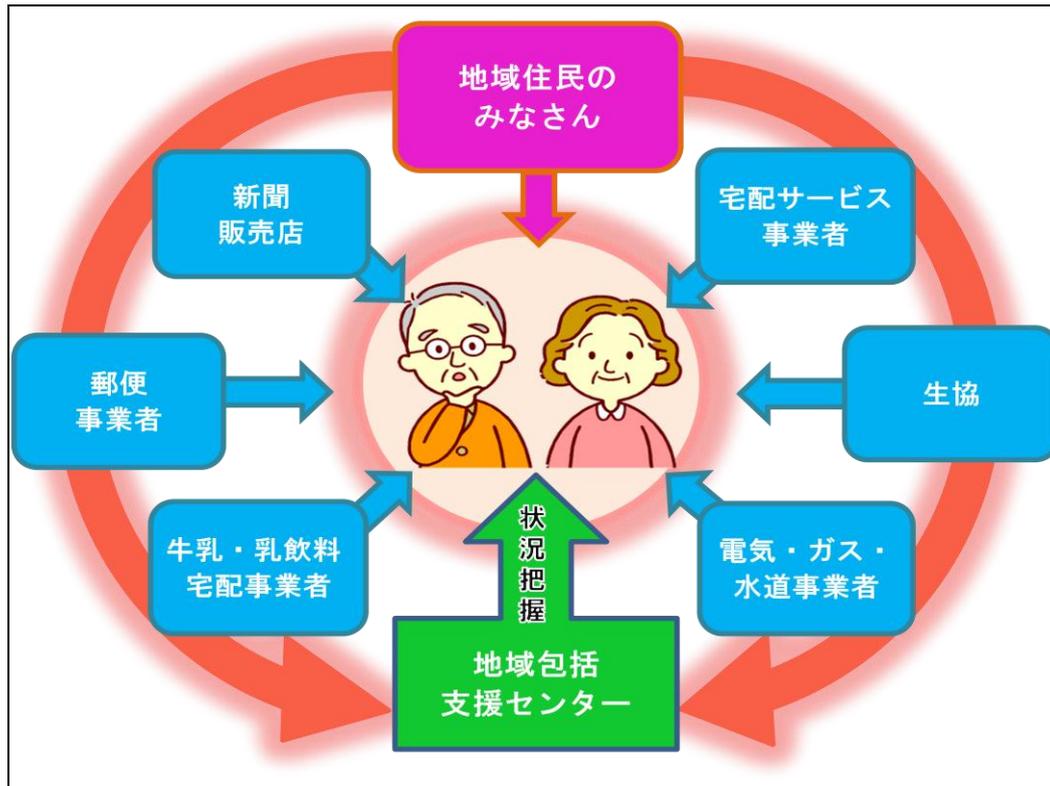
- ①日常生活・日常業務のなかで行う「ゆるやかな見守り」であり、住民及び事業者の負担感が少ないため。
- ②対象を限定しないことにより広範囲な見守り体制が築けるため。

以上より、当検討会議では習志野版「高齢者見守りネットワーク」を提案した。このネットワークは、見守り対象者を申し込み等によって限定しない「ゆるやかな見守り」であることを特徴としており、地域住民・地域で活動している事業者の方が、

日常生活・日常業務のなかで、地域の高齢者について「ちょっと気がかりに思ったこと」を市の高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターに連絡していただくシステムである。

平成23年度からは高齢者見守りネットワークの第一段階として、事業者による見守り活動を実施する。今後はこのネットワークに地域住民が加わっていただけるような体制を構築することが望ましい。

【図表 11】 習志野市高齢者見守りネットワーク イメージ図



地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、平成18年度より介護保険法によって各市町村に設置が義務付けられた機関であり、習志野市においては、市内5カ所に設置されている。

地域包括支援センターはその業務として、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う。また、地域の関係者間におけるネットワーク構築なども業務としていることから、このネットワークの進展に大きな役割を果たすことが期待される。

3. ボランティアの育成

ボランティア活動は市民一人ひとりの自発的な意志にもとづき、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わることである。

本市においても、市内各地に多くのボランティア活動実践者が存在する。その一方で、実態調査より、ボランティアの高齢化が進んでいること、後継者育成を含めてボランティアの確保が困難になっていることなどの課題を抱えていることが判別した。当検討会議では次の2点について検討を行った。

(1) 市民カレッジ

地域でボランティア活動の中心と成りうる人材として、「習志野市民カレッジ」の卒業生が考えられる。

習志野市民カレッジは、平成7年5月に開講された生涯学習の場であり、さまざまな学習や体験を通して、習志野市についての理解を深め、“協働のまちづくり”に参画する市民を育むことを目的とした2年間の講座である。

平成22年度までに、1,100名以上の卒業生を輩出しており、ボランティアとして地域福祉の担い手になっていただければ大きな力になると考えられる。

一方で、現状としてカレッジ卒業生が地域でボランティア活動ができる体制につながっていない。行政はカレッジ卒業生がボランティア活動を行うことのできる場を用意し情報を提供すること、また、カレッジのカリキュラムにおいて地域参加へ結びつける講座を設けることなどが、卒業後にスムーズに地域での活動につながるものとの意見が出された。

(2) 社会福祉協議会・社会福祉協議会支部

市内のボランティアの取りまとめ機関として、社会福祉協議会が運営を行う「習志野市ボランティア・市民活動センター」があり、ボランティア活動先の紹介やボランティア養成講座などを行っている。

ボランティア活動とは、「自分のできることを、自分のできる時に、自分のできる範囲で活動することで様々な課題を取り除く活動」であるが、現状の課題として、「自分のできることを、自分のできる時に、自分のできる範囲で活動すること」という認識だけが先行してしまい、ボランティアを必要としている個人や団体のニーズに応えられないといった状況が発生し、ボランティアとして登録をしたが活躍する場がないという問題も生じてきている。

このような状況を解消するために、社会福祉協議会では、平成9年からほぼ毎年実施していた「介助ボランティア養成講座」の名称を「当事者支援ボランティア養成講座」とし、ボランティアを必要としている個人や団体の多様なニーズに応じることができるとボランティアの養成に力を入れている。具体的には、講座の中に市内でのボランティア活動体験を取り入れること、講座終了後に市内各所でボランティア活動に取

り組んでいただくことを受講条件とするなど、受講者が地域でのボランティア活動に参加する機会を提供し、地域福祉の担い手として活躍できる体制を構築している。

また、社会福祉協議会では、市内16カ所に社会福祉協議会支部を設置している。社会福祉協議会支部では、住民参加型家事援助等サービス事業やふれあい・いきいきサロン活動など高齢者支援の中核を占めている活動を展開している。

一方で、支部役員の高齢化や人材不足が問題となっている。

今後は、これまで以上に、行政と社会福祉協議会は車の両輪のように支えあい連携して、地域住民の福祉ニーズの解決に取り組む必要があるとの意見が出された。

吹上苑町会おたすけ隊

▼活動内容

「吹上苑町会おたすけ隊」は本大久保のボランティア団体であり、暮らしの中で業者に頼むほどではない家屋の簡単な修繕や樹木のせん定など、日常生活における些細な困りごとの支援に加え、高齢者支援や子育て支援を行っている。

▼概要

開設：平成20年4月12日

会員数：29名

活動実績：防災・防犯関係器具（火災報知機や防犯センサー灯）の取り付け
家屋や家電製品の簡単な修繕・修理
樹木・草花のせん定
給排水関係のトラブル解消 他

▼研修会

会員を対象に「工具・器具の使い方」「介護の仕方基本実習」など研修を実施

▼活動の様子



防犯灯取り付け



ガレージ洗浄塗装



庭木の手入れ



高齢者お花見ガイド

なぎさふれあいサロン

▼活動内容

袖ヶ浦4丁目町会内の「なぎさ会館」において、世代を超えた交流と親睦を目的に、毎月2回、茶話会、演奏会、DVD鑑賞会などを行っている。参加者は町内会の高齢者を中心に各回20名程度、夏休みなどには、地域の子供たちを招き交流と親睦を図っている。サロンの企画・運営は地域の有志8名が行っている。

▼概要

開設：平成21年10月6日

活動日：毎月第1、第3火曜日、午後1時～3時

場所：袖ヶ浦4丁目なぎさ会館

参加費：100円（ドリンク代、材料費代）

活動実績：茶話会、演奏会、DVD鑑賞会、講師を招いて講演会、工作、折り紙 他

▼開設の経緯

地域の高齢者が自然と集まり、話ができる場を作りたいと考え、民生委員、高齢者相談員、前町会長が中心となり、世話役をしていただける方4名が加わり開設に至った。

▼活動の様子



なぎさ会館



ミニこいのぼり作り



子供たちと一緒に射的大会



リズムに合わせて合奏

ふれあい広場の会

▼活動内容

藤崎3丁目芳美台町会の児童遊園において、野菜や花、不要になった物品等の販売、手作り教室を行っている。町会の有志6名が企画・運営を行っており、品物の仕入れやチラシ作成・配布まですべて行っている。屋外での活動であるため、天候に左右されやすい問題点があるが、誰もが気軽に立ち寄ることができる点がメリットである。ここでの売上は、町会に椅子や机等を寄附するための購入費にあてている。

▼概要

活動開始：平成21年

活動日時：概ね2ヶ月に1回開催

活動場所：藤崎3丁目児童遊園

▼開設経緯

地域の方に集まっていただき、お茶を飲みながら話ができる場を提供して喜んでいただきたいという思いから活動を始めた。

▼活動の様子



多くの方で賑わう



野菜や花の販売



手作り教室



豚汁を食べながら世間話

第4章 情報提供



介護保険制度、福祉施設、社会福祉協議会が行っているサービス、町会・自治会からのお知らせなど、高齢者にとって必要と思われる情報は多種多様である。しかし、近所付き合いが希薄であり、地域から孤立している方にはそれらの情報が伝わりにくいことが課題である。

1. 問題点、課題解決へのアプローチ

家に閉じこもりがちで、近所付き合いが希薄であり、地域から孤立している方は情報を受け取りにくい。高齢者が家にいても必要な情報が届き、安心した生活を送れるための施策を検討することからはじめた。

アプローチの方法：情報紙（かわら版）の配布

情報提供の方法として、高齢者に必要な情報を載せた媒体である「情報紙（かわら版）」を用いてはどうか。

1. 情報紙配布の有効性

多くの高齢者が利用している情報源は、テレビ、新聞、広報紙または町内の回覧板であり、特に IADL⁵が低下した方に対しては、町内の回覧板や口伝えによる情報伝達が有効である。また、単に物を配布するだけでなく、地域の方による戸別訪問が有効である。

2. 情報紙の認識

情報紙は常に同じ色の紙を使用し、高齢者が「この色は高齢者向けの情報が載っているため、自分にとって必要である。」と認識できることが重要である。

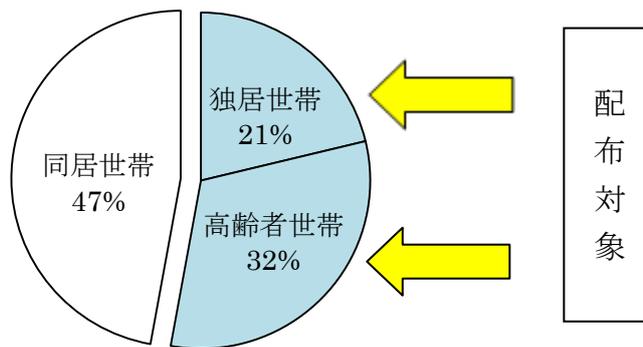
3. 情報紙の配布対象者

情報を受け取りにくい方に対して優先的に情報を届けることが望ましい。しかし、情報が受け取りにくい方を何らかの支援が必要という括りにすると、身体上の問題は

⁵ IADL：IADL（Instrumental Activity of Daily Living：手段的日常生活動作）とは、食事を作る、買い物に行く、電話をかける、金銭の管理をするなど、日常生活動作（食事をする、排泄する、入浴するなど）ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するものである。

ないが地域から孤立している方等が漏れてしまうことになる。そこで、当検討会議では対象者の要件を年齢と世帯で考えると漏れなく届けられるとの意見が出された。

結果、対象者の年齢要件は概ね65歳以上とすること。また、世帯要件は同じ年齢でも誰と暮らしているかによって情報収集の状況が異なるため、独居と高齢者のみの世帯を対象者とすることとした。ただし、上記対象者以外にも必要に応じて渡すよう臨機応変に用いることが望ましいとの意見が出された。



資料) 65歳以上の方のいる世帯状況 (平成17年度国勢調査)

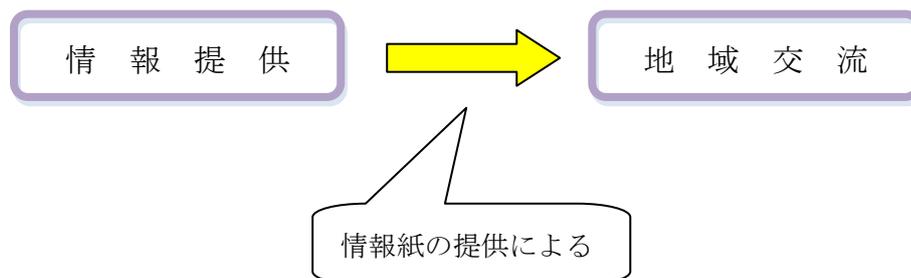
4. 情報紙の仕様

情報紙の仕様について、下記の意見が出た。

- ・情報紙と認識していただくために色紙を用いること
- ・絵と文字は反対色を用いること
- ・内容は必要最小限の簡潔なものとする
- ・視覚の問題など高齢者の特性に即したものが望ましいこと
- ・ビニールやシートに入れるなどして何ヶ月も保管できるようにすること
- ・冷蔵庫に貼れるようマグネット等を付けること

5. 情報紙配布を活用した地域交流づくり

情報を単に発信するだけでは、本当に必要な方には届いていない。情報提供のための情報紙を直接手渡しすることにより、顔見知りとなるきっかけを作り、そこから地域との交流に結びつけていけるのではないかと意見が出された。



2. 検討内容

1. 市内一部地域でのモデル実践

全市的に情報紙を配布する前に、前述の実態調査を実施した袖ヶ浦地区のうち「袖ヶ浦1丁目東町会」をモデル地区として試験的に情報紙の配布を実践した。同町会を選定した理由は、

- ①戸建住宅から成り、区画が整理されているため
 - ②世帯数が190であり、戸建住宅のモデルとして適切な大きさであるため
 - ③町会が意欲的なため
- である。

2. モデル実践の結果

平成23年2月中旬～3月上旬に、袖ヶ浦1丁目東町会役員による情報紙（かわら版）の配布を実践した。同町会は8ブロックに分かれており、各々1～2名のブロック役員が配置されている。

配布の際はポスト等に投函せず、情報紙（かわら版）を直接手渡しした。また、3回以上不在が続いた場合は、そこで配布を打ち切るようにした。

なお、本モデル事業においては配布対象を全世帯とした。全世帯配布とした理由は、高齢者がいない世帯でも、近所の高齢者に何かあった時のために情報を知る必要があること、また、世帯数が190であり、全世帯配布することが十分可能な大きさであることがあげられる。

モデル実践の結果、162件配布することができた。配布を行った役員による意見は下記のとおりである。

◆配布を行ったブロック役員による意見

- ・情報紙（かわら版）配布にあたり、特に大きな問題は生じなかった。
- ・高齢者世帯数は多いが自立している方が多く、今すぐ何らかの対策が必要とはいえない。
- ・電灯が点いていても不在の方がおり、全戸数を完全に回るのは難しい。
- ・近所とはいえ、高齢者のみの世帯か、子供と同居しているのかの把握は困難。
- ・身体が悪い、認知症等の理由により、直接高齢者に会っての手渡しは難しい。

今後は、実践結果の検証を行い、全市的な取り組みに繋がるよう検討されたい。

また、必要に応じて、今回のモデル地区より規模の大きな地区や集合住宅で構成された地区等でモデル実践を行うことも検討されたい。

第5章 団体間の連携



高齢者の身近な課題を対処するため、町会・自治会や社会福祉協議会支部等の各種団体が様々な活動を精力的に行い、地域の福祉向上に努めており、こうした活動が継続されていくことは極めて重要である。一方で、社会環境や家族形態の変化などにより、特定の団体だけでは解決できないことも生じてきている。そこで、これからの地域に求められることは、地域の課題を住民が把握し、目標を共有し、解決に向けて共に行動するといったことを可能とする各種団体の新たな連携を図る機能であると考えられる。

1. 問題点、課題解決へのアプローチ

市内で活動する各種団体が、各々どのような活動をしているか、どのような課題を抱えているか等を知る機会や話し合う機会が十分でないため、お互いの理解が深めにくい現状がある。

2. 検討内容

1. コーディネーターの存在

各種団体の新たな連携の機能を活性化させ、地域内における各種団体の横の連携を密にし、地域活動を効率よく運営していくためには、地域全体の横断的なネットワークの中心となるコーディネーターの存在が必要である。

2. 地域住民や各種団体の連携を図る組織

地域における問題・課題が多様化している状況において、地域内の各種団体のネットワークを構築し、地域全体で課題に取り組む必要があるのではないかと。地域の課題に対してきめ細かく対応するための地域住民や各種団体で構成される組織が必要と思われる。

第6章 最終提言



地域における高齢者支援は、住民と行政との協働の下に行われるものであり、行政は、住民が地域福祉活動を積極的、安定的に続けられるよう、その基盤を整備する必要がある。

地域住民が主体的に参加し、高齢者を支えていくために必要な仕組みを構築するために、当検討会議はこれまで15回会議を開催し議論を整理してきた。その間、地域での支援活動の実態把握と課題の明確化を目的に高齢者支援地域実態調査を実施した。

以上より、下記を最終提言としてまとめる。

1. 平成23年度に取り組む地域との協働事業

はじめに、下記の2点については、地域住民・事業者との協働事業として当検討会議及び行政において具体的な施策案まで検討した事項であり、次年度以降に実施する事業として提案したい。なお、一部事業は平成22年度末にモデル事業として実施されているが、このモデル事業の拡大を含めて実施に努められたい。

1. 高齢者見守りネットワークの構築

地域の住民や事業者による高齢者見守りネットワーク体制の構築について、当検討会議と行政が協議を重ねた結果、地域住民の安心面での取り組みとして見守り体制の構築の必要性で一致した。

平成23年度より、高齢者見守りネットワークの第一段階として、新聞販売や郵便、宅配等の事業者による見守り活動を実施することを予定している。これは、配達や集金で各戸を回る事業者が、新聞が何日分もたまっているなど高齢者の生活に異変を感じた時に、市の高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターに情報を寄せてもらい、職員が状況確認を行う見守り活動である。

今後は、このネットワークに地域住民が加われるよう検討され、ネットワークの輪が何重にもなるような見守り体制を構築されたい。また、事業のPRについても努められたい。

2. 情報紙（かわら版）を活用した情報提供システムの構築

近所付き合いが希薄で地域から孤立した高齢者は、行政や町会からの情報を受け取りにくい。高齢者が家にいても必要な情報が届くように、高齢者に必要な情報をまとめた情報紙（かわら版）を作成し配布する必要性が認められた。

情報紙（かわら版）を配布する際には、ただ単に配布するだけでなく、直接手渡しするなどにより顔見知りとなるきっかけを作り、そこから地域交流に結びつくような工夫を検討し実施に努められたい。

平成22年度に、袖ヶ浦地区の一部地域をモデル地区として、試験的に情報紙（かわら版）の配布を実施しているところである。このモデル実践結果を検証し、今後は、取り組みを全市的に広げられるよう検討されたい。

（※別添に情報紙（かわら版）のサンプル）

2. 今後、行政で検討されたい地域活動支援事業

地域で高齢者を支援するための方策や体制づくりについて、今後、行政において検討されたい制度、事業として下記の4点を提言する。

1. 高齢者相談員制度の充実

高齢者相談員は、日常生活に不安のある高齢者や閉じこもりがちな高齢者等の世帯を定期的に訪問し、日常生活の相談や保健福祉サービスの周知等を行う習志野市独自の制度として定着している。地域による高齢者の支援活動を推進するにあたり、この既存の独自制度である高齢者相談員制度の充実について検討されたい。

具体的には、高齢者相談員の認知度を高めるための広報活動、高齢者宅へ訪問できるツールの作成、高齢者相談員が地域の状況を学ぶ、あるいは対応に困った際の支援等の学習の場や高齢者相談員同士の交流の場を設けること、また、高齢者相談員と他のボランティアの方々との役割が重複している状況も見られるため、役割分担を含めた再構築が必要である。

2. 高齢者支援活動に対する支援体制の整備

高齢者支援活動を行う団体・個人のさらなる支援体制が必要である。

この支援体制には、各々の団体等が活動を続けていくうえでのアフターケア的な相談機能、団体間の横の連携を図り地域の課題や目標を共有できるよう支援する役割が求められる。

可能であるならば、コミュニティ・ソーシャルワーカーのような専門職を配置することが望ましい。

3. 各団体の交流を促進する「(仮称) 地域サポート連絡会」の設置

地域の各種団体のネットワーク化を図る「(仮称) 地域サポート連絡会」を設置されたい。

本市には地域で活動する団体が多数存在する。それらの団体は個別には精力的に活動を行っているが、お互いに連携して活動に取り組む機会は少ないように見受けられる。また、各々の活動内容や抱えている課題等について情報共有の機会が十分でないため、団体間の連携が不足しているとの見解に至った。

社会環境や家族形態の変化などにより特定の団体では解決できないことも生じてきている。各種団体の新たな連携を図る組織として「(仮称) 地域サポート連絡会」の設置を提案する。

4. ボランティアの育成

実態調査の結果によると、地域でのボランティア活動は、地域福祉の大きな原動力

となっていることがわかる。一方で、ボランティアの高齢化やボランティア数の不足などの問題が生じている。行政としてボランティアの育成が急務な課題である。

当検討会議では、次の活動に期待するものである。

(1) 市民カレッジ

市民カレッジ生が地域でボランティア活動に取り組める体制を構築されたい。その為には、現状の市民カレッジのカリキュラムに地域参加へ結びつくような講座を設けるなど担当部局と調整されたい。

(2) 社会福祉協議会・社会福祉協議会支部

社会福祉協議会が運営を行う「習志野市ボランティア・市民活動センター」の現状として、本来ボランティア活動とは、「自分のできることを、自分のできる時に、自分のできる範囲で活動することで様々な課題を取り除く活動」であるが、「自分のできることを、自分のできる時に、自分のできる範囲で活動すること」という認識だけが先行してしまい、ボランティアを必要としている個人や団体のニーズに答えられないといった状況が発生し、ボランティアとして登録をしたが活躍する場がないという問題も生じてきており、やがてボランティアをやめてしまうこともある。

このような状況を解消するために、平成9年からほぼ毎年実施している「介助ボランティア養成講座」の名称を「当事者支援ボランティア養成講座」とし、ボランティアを必要としている個人や団体の多様なニーズに応じることができるボランティアの養成に力を入れている。

今後も、養成講座の充実などにより、ボランティア登録者が地域福祉の担い手となるよう、なお一層の体制構築に取り組まされたい。

あわせて、行政と社会福祉協議会が連携して、地域住民の福祉ニーズの解決に取り組むことを期待したい。

3. 行政が行うべきこと

地域住民が行う支援活動には限界があることから、地域との協働事業や地域活動支援事業とは別に、行政として取り組むべき事業について下記の3点についても提言としたい。

1. 市内各地域の高齢者支援活動の状況把握

現在、市内で多くの地域支援活動が行われており、各コミュニティ（地域社会）の特性にあった活動を行っていることがわかった。

当検討会議では、市内一律の施策を行うもののほか、各地域の実態に即した支援方策を取り入れることも必要と考え、地域での支援活動を続けていくうえでの課題を明確にする目的で、昨夏に袖ヶ浦地区をモデルとして「高齢者支援地域実態調査」を実施し、地域での支援活動の実態把握及び課題分析を行った。

実態調査の実施過程において、調査対象である高齢者支援団体の選定、確認に多大な時間を要したことは事実である。しかし、そのような多大な労力を費やしてでも、行政が地域の高齢者支援活動を把握することは有意義であり、支援方策を検討するうえで必要不可欠であると認識している。

今後は、行政が有している情報・ネットワークを用いて、各地域の高齢者支援活動の状況を把握されたい。何らかの理由により把握できない場合は、その原因を検討すべきである。

2. 高齢者に関する既存調査・データの整理

国勢調査をはじめとする統計調査、高齢者関係で実施する諸調査の結果やデータを相互に関連づけることで高齢者の生活実態を統計的に把握することができ、行政のターゲットグループを取り出すことができるものと思料する。各調査結果やデータを整理し、活用できるようなシステムづくりを構築されたい。

3. すべての高齢者の把握

高齢者について、どこに、どのような方が住んでいるのか、独居なのか、高齢者のみの世帯であるのか、健康状態はどうかなどを行政として把握することにより、高齢者のニーズに応じた支援の実施につながるものと思料する。少なくとも、より支援の必要性が高いと思われる75歳以上の高齢者については把握されたい。

行政がすべての高齢者について把握していることは、住民の本当の安心につながると思う。安心とは「漏れ」がないことから生まれるものである。すべての高齢者に関する支援台帳や支援システムの構築について検討されたい。

提言1～3の高齢者支援活動の検討・実施により、今後、地域による高齢者支援活動が拡大され、充実していくことになる。それに伴い、支援団体間の連携、課題の共有等包括的に支援する役割が求められる。この役割を地域包括支援センターが担うことが想定されることから、当提言を受けた地域による高齢者支援活動が円滑に実施できるように地域包括支援センターの支援体制の充実についても検討されたい。

なお、当検討会議は提言を受けた事業の実施を見守るために任期を延長し、平成24年3月までとする。当検討会議はこれからの事業の推移を見守るとともに、課題について行政とともに協議・検討していく。

資料

(資料1) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議委員名簿

役 職	氏 名	所属等名称	区分 (要綱第3条)
会 長	海 寶 嘉 胤	習志野市社会福祉協議会会長	(1) 市内の福祉関係団体等を 代表する者
副会長	杉 野 緑	岐阜県立看護大学 教授	(2) 福祉に関する知識経験を 有する者
委 員	齋 藤 正 毅	習志野市高齢者相談員協議会 の代表	(1) 市内の福祉関係団体等を 代表する者
	戸 田 孝 史	習志野市介護相談員	
	田所喜美子	習志野市民生委員児童委員協 議会の代表	
	岩 崎 佳 江	介護経験を有する者	(2) 福祉に関する知識経験を 有する者
	萩 原 恵 子		
	児 安 憲 明	社会福祉法人慶美会 施設サービス課長 (～平成22年11月9日、八須 委員へ交代)	(2) 福祉に関する知識経験を 有する者
	八 須 祐 一 郎	社会福祉法人慶美会 施設サービス課長補佐 (平成22年11月10日～、児 安委員より交代)	
	森 英 樹	習志野市青年会議所の代表	
	小 倉 守	習志野市市民カレッジを修了 した者	(3) その他市長が必要と認め る者
吉田ひろ子			

(資料2) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議経過

	日程	会議次第	会議内容
第1回	平成20年 11月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 委員自己紹介 5. 職員紹介 6. 会長及び副会長の選出について 7. 会議の公開について 8. 議題 <ol style="list-style-type: none"> ① 「習志野市高齢者を地域で支える検討会議の趣旨について ② その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長より委員に委嘱状交付 ・委員自己紹介 ・事務局より会議の趣旨について説明 ・地域の問題点について意見交換
第2回	平成21年 1月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回会議を振り返って 2. 会議の愛称 3. 平成21年度の計画について 4. 地域の問題点及び行政上の問題点について 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の愛称（サポートミーティング）決定 ・今後のスケジュールについて ・地域と行政上の問題点（行政職員より意見発表）
第3回	3月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回会議を振り返って 2. 地域における問題点の対策について <ol style="list-style-type: none"> ① 情報周知について ② 地域交流について 3. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・議題として「情報周知」と「地域交流」の2点に整理 ・情報周知について、与える情報や配り方の検討 ・地域交流について、地域における団体間の連携、現状のヘルスステーション役割を説明
第4回	5月18日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回会議を振り返って 2. 地域における問題点の対策について <ol style="list-style-type: none"> ① 情報周知について ② 地域交流について 3. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市での画期的な情報伝達事例紹介 ・情報周知における対象者の検討 ・情報周知の一つとして、情報紙（かわら版）を配布することの検討、かわら版サンプルを用意して意見を伺う。 ・地域交流について、地域での活動例を交えて検討
第5回	7月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第4回会議を振り返って 2. 情報周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) かわら版について (2) 対象者について (3) 情報の届け方 <ol style="list-style-type: none"> ① 誰がどのように届けるか ② 地域ネットワークの作り方 3. 地域交流について 4. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・かわら版サンプルに対する意見 ・情報の届け方に対する検討 ・地域における各団体の活動状況報告
第6回	10月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第5回会議を振り返って 2. 地域交流（地域支援体制づくり）について <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者見守りネットワーク（通報システム）について (2) 先進事例について (3) 各委員より具体例の紹介 3. 「かわら版」・情報紙について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局報告について (2) 届け方等について 4. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援の先進事例として、本大久保吹上苑町会おたすけ隊より活動内容の紹介 ・各委員が把握している地域活動事例を紹介し、地域支援施策を検討 ・情報紙（かわら版）の内容について検討

第7回	12月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第6回会議を振り返って 2. 地域支援・地域交流について <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者介護予防支援地区活動実態調査 (2) 高齢者介護予防支援活動ネットワーク事業 3. 情報紙（かわら版）について 4. 中間報告について 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護予防支援地区活動実態調査及び高齢者介護予防支援活動ネットワーク事業に係る事務局からの説明及び各委員からの意見聴取 ・中間報告（骨子案）に係る意見聴取
第8回	平成22年2月8日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第7回会議を振り返って 2. 中間報告書について <ol style="list-style-type: none"> (1) 内容について (2) 提出方法及び時期について 3. 平成22年度実施事業について <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報紙（かわら版）の配布 (2) 高齢者介護予防支援地区活動実態調査 4. 今後の会議の方向性 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書（案）に係る各委員からの意見聴取
第9回	4月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第8回会議を振り返って 2. 中間報告書の提出について 3. 高齢者支援地域実態調査について 4. 地域支援活動事例について <ol style="list-style-type: none"> (1) 他市の地域包括支援センターの活動例 (2) 地域での取り組み 5. 事務局より報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者ふれあい元気事業について (2) 地域包括支援センターの委託について 6. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書を市長へ提出した旨の報告 ・高齢者支援地域実態調査について、調査方法及び調査体制を確認 ・他市の地域包括支援センターについての事例報告 ・委員による地域支援活動の実践について報告
第10回	5月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第9回会議を振り返って 2. 地域支援活動事例について <ol style="list-style-type: none"> (1) 民生委員児童委員協議会「高齢者研究委員会」による報告 (2) なぎさふれあいサロンの紹介 3. 高齢者支援地域実態調査について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局より報告 (2) 調査概要及び調査票について 4. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市の常盤平団地いきいきサロンについて視察結果報告 ・市内における地域支援活動事例として、袖ヶ浦4丁目なぎさふれあいサロンの活動内容紹介 ・高齢者支援地域実態調査について、調査概要及び調査票の検討
第11回	7月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第10回会議を振り返って 2. 高齢者支援地域実態調査について <ol style="list-style-type: none"> (1) 日程等の全般について (2) 調査の進め方、町会・自治会に対する事前調査の概要 (3) 調査票について <ol style="list-style-type: none"> ① 団体の長への面接調査票 ② 団体構成員へのアンケート調査票 ③ 町会・自治会への事前調査票 3. 委員による提案・報告について（新聞社による見守り活動） <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員より提案内容の説明と報告について (2) 事務局より関連内容の報告について 4. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援地域実態調査の経過報告及び検討 ・新聞販売店等による高齢者見守り活動について検討

第12回	10月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第11回会議を振り返って 2. 高齢者支援地域実態調査について <ol style="list-style-type: none"> (1) 経過報告及び今後の予定 (2) 調査票の集計・分析について 3. 高齢者見守りネットワークについて 4. 情報紙（かわら版）について 5. 高齢者を地域で支える検討会議の最終報告について 6. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援地域実態調査の経過報告 ・高齢者支援地域実態調査によって回収された調査票の集計・分析についての報告 ・新聞販売店等の事業者による見守り活動「習志野市高齢者見守りネットワーク（仮称）」について検討 ・情報紙（かわら版）について、「かわら版編集委員会」を設置し検討した内容及び今後モデル地区における配布を実施することを報告 ・最終報告の方向性について確認
第13回	11月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第12回会議を振り返って 2. 高齢者を地域で支える検討会議最終報告（骨子案）について 3. 現況報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者支援地域実態調査 (2) 情報紙（かわら版） (3) 高齢者見守りネットワーク 4. 地域交流事業等への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本会議委員による活動事例 (2) 地域交流事業に対する補助 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告（骨子案）の内容及び最終提言の方向性について検討 ・情報紙（かわら版）のモデル地区での配布について検討 ・高齢者見守りネットワークについて経過報告 ・いきいきサロン等の地域交流事業について、支援のあり方を検討
第14回	平成23年1月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状交付 2. 新任委員紹介 3. 第13回会議を振り返って 4. 習志野市高齢者支援地域実態調査の結果報告書 5. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報紙（かわら版）の配布について (2) 高齢者見守りネットワーク（仮称）について (3) 高齢者ふれあい事業の推進について (4) 団体間の連携について (5) ボランティアの育成について <ol style="list-style-type: none"> ① 市民カレッジOBについて ② 社会福祉協議会の取り組み 6. 最終報告（骨子案）について 7. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援実態調査の結果報告 ・情報紙（かわら版）のモデル地区での配布及び高齢者見守りネットワークについて進捗状況報告 ・市内各団体の連携を強化するための方策について検討 ・地域支援活動を支えるボランティアの育成を検討するために、市民カレッジOBや習志野市ボランティア・市民活動センターの現状について報告及び検討
第15回	3月15日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第14回会議を振り返って 2. 協議・報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報紙（かわら版）の配布について (2) 高齢者見守りネットワークについて (3) ボランティアの育成に向けて <ol style="list-style-type: none"> ① 市民カレッジの取り組み状況報告 ② 社会福祉協議会の活動の周知について 3. 最終報告（案）について 4. その他 	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、第15回検討会議は中止となった。会議開催に代えて、協議・報告事項について各委員と事務局が連絡を取り意見聴取したうえで最終報告を完成させた。</p>

(資料3) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における高齢者に必要とされる支援のあり方を検討するため、習志野市高齢者を地域で支える検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討会議は、高齢者が日常抱える様々な問題の中から、高齢者の支援に係る課題について協議し、高齢者の地域における支援施策について検討するものとする。

(組織等)

第3条 検討会議は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内の福祉関係団体等を代表する者

(2) 福祉に関する知識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、市長又は会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 市長又は会長は、必要に応じ、検討会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部高齢社会対策課において処理する。

附則

この要綱は、平成20年8月18日から実施する。